

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 労災保険未手続にかかる費用徴収 —

Q: 当社の営業所を新設しましたが、労働保険関係成立届を提出する前にその営業所で労災事故が発生してしまいました。成立前の労災事故の場合は事業主から費用を徴収されるそうですが、その対象になるのでしょうか？

A: 労働保険の保険関係成立届の提出期限は保険関係成立日から10日以内となっていますが、実際は期限内に提出できることは多くなく、速やかな提出であれば多少期限を過ぎても労働基準監督署から直ちに指導を受けることはありません。

労災保険の費用徴収制度は、**未手続事業主の注意を喚起して労災保険の適用の促進を図る**ために導入されましたが、法律上可能な費用徴収を行っていないことや、要件を限定的に解していることで「一部使用者のモラルハザードを助長している」との指摘があり、下記の見直しがされました。

#### 【費用徴収率】

① 保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがあり、提出を行っていない場合

→ 故意と認定し、原則、**費用徴収率は100%**（従前は「故意又は重大な過失」で40%）

② 保険関係成立届の提出について行政機関からの指導等を受けたことがなく、保険関係成立日以降1年経過後も提出していない場合

→ 原則、**重大な過失**と認定し、**費用徴収率は40%**

#### 【対象となる保険給付】

（現行）保険関係成立届提出日の前日までに支給事由が生じた保険給付

→（改正後）**保険関係成立届提出日以後に支給事由が生じた保険給付も対象**



## 法改正ニュース

### — 健康保険料率・介護保険料率の変更 —

全国健康保険協会 大阪支部	現行	令和6年3月分 (4月納付分)～
健康保険料率	10.29%	10.34%
介護保険料率	1.82%	1.6%
健康保険料率 ＋介護保険料率	12.11%	11.94%

※健康保険料率は各支部により異なります

※介護保険料率は全国同一です

※任意継続被保険者は令和6年4月分～

### — 障害者雇用の支援策強化 —

（令和6年4月1日～）

#### 【法定雇用率の引き上げ】

	令和5年度	令和6年4月分
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上

#### 【雇用率への算定内容の変更】

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定

## 最近のニュースから

### 自己都合退職の失業給付 1カ月早く

厚生労働省の労働政策審議会が、雇用保険制度の改正に向けた報告書を提出した。転職の妨げになると指摘されていた失業給付の給付制限について、自己都合退職は2カ月以上かかっていたが、1カ月に短縮する。このほか、在職中にリスキングに取り組んでいたことを条件に、自己都合でも会社都合と同じ期間受給できるようにする。通常国会に関連法案を提出し、2025年度の実施をめざす。